

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二條 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.1	箇条 4 総則 4.1 一般要求事項 プラグ、コンセント、電線カプラ及び機器用カプラ（以下、アクセサリと総称する。）は、通常の使用においてその性能に信頼がおけ、使用者又は周囲に対する危険がない設計及び構造でなければならない。	
第二條 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 箇条 10 10.4 箇条 11 11.1 11.4 箇条 14 14.2	箇条 8 寸法 アクセサリは適切なかん合性をもたなければならない。 箇条 10 接地接続 10.4 接地極は、機械的損傷から保護するように覆うか又は防護しなければならない。 箇条 11 端子及び終端 ねじ形端子及びねじなし端子は、導体を適切に取り付けられるように設計しなければならない。 11.1 端子及び終端の共通要求事項 電線交換形アクセサリは、適切な端子を備えていなければならない。 11.4 絶縁貫通端子 絶縁貫通端子は、規定の公称断面積をもつ銅又は銅合金製の導体を適切に接続できるものでなければならない。 箇条 14 一般的構造 14.2 コンセント接点を備えた部分又はプラグ極を備えた部	
第二條						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第2項 続き				14.3	分を、箱又は外郭内の取付面に固定するためのねじ又はその他の手段は、容易に触れることができるものでなければならない。 14.3 コンセント若しくはコネクタの非互換性手段、又はプラグの非互換性手段に対して接地極又は中性接点があれば、その位置を使用者が変更することが可能であってはならない。	
				箇条 15	箇条 15 コンセントの構造 コンセントは適切なかん合性をもたなければならない。	
				箇条 16	箇条 16 プラグ及びコネクタの構造 プラグ及びコネクタは適切なかん合性をもたなければならない。	
				箇条 20	箇条 20 開閉容量 インターロックのないアクセサリは、適切な開閉容量をもたなければならない。	
				箇条 23	箇条 23 可とう電線及びその接続	
				23.2.2	23.2.2 電線交換形プラグ及びコネクタ 電線交換形プラグ及びコネクタは、電線に結び目を付ける又は両端をひもで縛るといった、間に合わせの方法を用いてはならない。	
第二 条				箇条 25	箇条 25 ねじ、通電部及び接続部	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第2項 続き				25.2	25.2 絶縁材のねじ部とかん合し、アクセサリを接続するときには操作するねじは、適切なかん合長さをもたなければならない。	
				25.3	25.3 電氣的接続部は、絶縁材を通じて接触圧力が伝わらないように設計しなければならない。	
				25.4	25.4 電氣的及び機械的接続部の役目をするねじ及びリベットは、緩まない構造でなければならない。	
				箇条 26	箇条 26 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離	
				26.2	26.2 シーリングコンパウンドは、それを収納する空洞の縁からはみ出してはならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9	箇条 9 感電に対する保護	
				9.2	9.2 接地極をもつアクセサリは、プラグ又はコネクタを差し込むとき、相接続及びある場合は中性線の接続が行われる前に、接地接続が行われ、及びプラグ又はコネクタを引き抜くとき、接地接続が切れる前に、相接続及びある場合は中性線が切れるように設計しなければならない。	
				箇条 12	箇条 12 インターロック	
				12.1	12.1 定格電流が 250 A を超えるアクセサリ又は負荷を加えた状態で開閉を意図しないアクセサリは、規定のインターロックを備えるか、又は規定のインターロックが組み込めるよ	
第三条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第1項続き					うになっていなければならない。	
第 三 条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 箇条 23 23.2.1 23.2.2	箇条 7 表示 次の事項を表示しなければならない。 - アクセサリには、定格電流、定格動作電圧又は定格動作電圧範囲、形式参照番号、保護等級及び接地極又はその他の互換性のある接地の手段の位置に表示する図記号 - コンセントは、定格電流、必要な場合は電源の種類、及び製造業者又は責任ある販売業者の名称又は商標の表示 - 電線交換形アクセサリは、端子を記号で表示 - ねじなし端子付きのアクセサリには、端子に導体を挿入する前に除去する絶縁被覆の長さ、等 箇条 23 可とう電線及びその接続 23.2.1 電線非交換形プラグ及びコネクタ 接地端子に接続する線心を緑と黄色との組合せで識別しなければならない。 23.2.2 電線交換形プラグ及びコネクタ アクセサリ内のいずれかの部品が所定位置にない場合に備え、指示書には必要な部品及び組立方法を明示しなければならない。	
第四条	供用期間中にお	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	箇条 11	箇条 11 端子及び終端	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四 条	ける安全機能の維持	供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	□非該当	11.1	11.1 端子及び終端の共通要求事項	
				11.1.4	11.1.4 端子部は、機器に生じる条件下で、意図した使用に適切な耐食性をもつ金属製のものでなければならない。	
				11.1.5	11.1.5 接地端子の本体がアルミニウム又はアルミニウム合金のフレーム又は外郭の一部である場合、端子部は、銅とアルミニウム又はその合金との接触から生じる腐食の危険を避ける予防措置をとらなければならない。	
				11.6	11.6 ねじなし端子及び絶縁貫通端子の電圧降下試験 端子部は、規定の温度サイクル試験後、割れ、変形など、さらに、使用する上で妨げとなるような明らかな変化があってはならない。	
				11.7	11.7 絶縁部を経由して接触圧力を伝達する絶縁貫通端子の試験 端子部は、規定の温度サイクル試験後、割れ、変形など、さらに、使用する上で妨げとなるような明らかな変化があってはならない。	
				箇条 13	箇条 13 ゴム及び熱可塑性材料の耐劣化性 ゴム製又は熱可塑性材料製の外郭並びにシーリングリング及びガスケットといったエラストマ製の部分をもつアクセサリは、十分な耐劣化性をもたなければならない。	
				箇条 15	箇条 15 コンセントの構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				15.7	15.7 蓋にスプリングが付いている場合、それは適切に耐食保護した適切な材料でなければならない。	
				箇条 16	箇条 16 プラグ及びコネクタの構造	
				16.8	16.8 蓋のスプリングは、適切に耐食保護した適切な材料でなければならない。	
				箇条 20	箇条 20 開閉容量 プラグ及びコネクタ抜き差し耐久試験後、試験品は、その後の使用を妨げるような損傷があってはならない。また、プラグ極の入口の穴が重大な損傷を示してはならない。	
				箇条 21	箇条 21 通常操作 アクセサリは、過度の摩耗又はその他の有害な影響なしに、通常の使用で生じる機械的応力、電氣的応力及び熱応力に耐えなければならない。	
				箇条 24	箇条 24 機械的強度	
				24.4	24.4 電線非交換形アクセサリは、規定の耐久性曲げ試験後、この規格の要求事項を満足しなくなる損傷があってはならない。	
				箇条 25	箇条 25 ねじ、通電部及び接続部	
				25.1	25.1 電氣的又はその他の接続部は、通常の使用で生じる機械的応力に耐えなければならない。	
第四 条				25.5	25.5 端子以外の導電部の材質は、耐食性の金属でなければ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				25.6 箇条 28	ならない。 25.6 通常の使用で滑り作用を受ける接点は、耐食性の金属製でなければならない。 箇条 28 耐食性 外郭を含む鉄製部分は、さびから適切に保護しなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 14.4 箇条 18 18.1 18.5	箇条 14 一般的構造 14.4 通常の使用状態のように取り付け、プラグが所定位置にない場合には、コンセント及びコネクタは、その表示に示す保護等級を確保しなければならない。 箇条 18 保護等級 18.1 アクセサリは、製品に表示した保護等級をもたなければならない。 18.5 全てのアクセサリは、通常の使用で生じる湿潤状態に耐えなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 27 27.1 27.3 27.4	箇条 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 27.1 アクセサリは、十分な耐熱性をもたなければならない。 27.3 絶縁材料製の部分は、規定するボールプレッシャ試験に適合しなければならない。 27.4 絶縁材料製の外郭部分及びアクセサリの充電部を支持する絶縁部分は、異常な熱及び火に対する耐性がなければなら	
第六條						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				27.5	らない。 27.5 充電部の周囲の絶縁部分は、耐トラッキング性をもつ材料でなければならない。	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条9 9.1 9.3 箇条11 11.1 11.1.8 11.1.9 箇条18 18.2	箇条9 感電に対する保護 9.1 アクセサリは、通常の使用状態のように配線したときのコンセント及びコネクタの充電部、並びに対応するアクセサリと部分的又は全面的にかん合したときのプラグの充電部が可触でないように設計しなければならない。 9.3 プラグ極に通電する部分をコンセント又はコネクタの外郭に間違っ組み付けることができてはならない。 箇条11 端子及び終端 11.1 端子及び終端の共通要求事項 11.1.8 端子は、端子から外れた導体が他の金属部に接触することがないように配置又は遮蔽しなければならない。 11.1.9 導体を適切に固定している場合は、異極の充電部同士又は充電部と可触金属部との偶発的接触の危険があつてはならず、より線導体の素線が端子から外れた場合は、その素線が外郭の外に出る危険があつてはならない。 箇条18 保護等級 18.2 既定の保護等級で排水口を備えるアクセサリにあつては、該当するプローブは、エンクロージャの中の充電部に触	
第七条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第1号 続き				箇条 27 27.2	れることができてはならない。 箇条 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 27.2 規定の環境温度試験後、その後の使用を妨げるような変化があってはならず、充電部が露出してしまうほどシーリングコンパウンドが流れてはならない。	
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 10 10.1 10.2 箇条 15 15.8 箇条 16 16.9	箇条 10 接地接続 10.1 接地極をもつアクセサリには、接地端子を付けなければならない。 10.2 絶縁不良の場合に充電部となることがある接地端子をもつアクセサリの可触金属部は、構造によって接地端子に確実に接続しなければならない。 箇条 15 コンセントの構造 15.8 定格動作電圧が交流 50V 又は直流 120V を超えるコンセントには、接地極を付けなければならない。 箇条 16 プラグ及びコネクタの構造 16.9 定格動作電圧が交流 50V 又は直流 120V を超えるプラグ及びコネクタには、接地極を付けなければならない。	
第八條 第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 18 18.2 箇条 19	箇条 18 保護等級 18.2 アクセサリは、規定の保護等級試験後に耐電圧試験に耐えなければならない。 箇条 19 絶縁抵抗及び耐電圧	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				箇条 21 26 26.1 箇条 29 29.7	アクセサリは、適切な絶縁抵抗をもち及び耐電圧試験に耐えなければならない。 箇条 21 通常操作 アクセサリは、規定の通常操作後、耐電圧試験に耐えなければならない。 箇条 26 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離 26.1 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離は、規定する値以上でなければならない。 箇条 29 条件付き短絡電流試験 29.7 合格条件 規定の短絡大電流試験後、アクセサリは規定する耐電圧試験に合格しなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21 箇条 27 27.4 箇条 29	箇条 21 通常操作 プラグ又はコネクタは、規定の通常操作後、持続的なアークが生じてはならない。 箇条 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 27.4 絶縁材料製の外郭部分及びアクセサリの充電部を支持する絶縁部分は、異常な熱及び火に対する耐性がなければならない。 箇条 29 条件付き短絡電流試験	
第九条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				29.6	29.6 供試機器の行動 コンセント及び結合するプラグに、短絡大電流を流す規定の試験で、極間にアーク又はフラッシュオーバーがあってはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22	箇条 22 温度上昇 アクセサリは、通常の使用での温度上昇が過大にならない構造でなければならない。 端子の温度上昇は、50 K 以下でなければならない。	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.5 11.5.1 箇条 14 14.1 箇条 23 23.2.2	箇条 11 端子及び終端 ねじ形端子、ねじなし形端子及び絶縁貫通端子は、十分な接触圧力で、導体をきず付けることなく金属面の間に導体を締め付けるように設計しなければならない。 11.5 端子の機械試験 11.5.1 端子に規定の荷重を加えたとき、端子が導体に損傷を与え、それ以上使用することができなくなってはならない。 箇条 14 一般的構造 14.1 アクセサリの可触面に、ばり、鋳ばり及びこれに類する鋭い角があってはならない。 箇条 23 可とう電線及びその接続 23.2.2 電線交換形プラグ及びコネクタ	
第十一						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第1項 続き					ケーブル止めは、電線に対する鋭い角があってはならない。 電線入口に電線の損傷を防止するスリーブを付ける場合、そのスリーブは、滑らかで、ばりがあってはならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 11.3 11.3.8 11.5 11.5.2 箇条 15 15.4 15.6 箇条 16	箇条 11 端子及び終端 ねじ形端子、ねじなし端子及び絶縁貫通端子は、適切な機械的強度をもたなければならない。 11.3 ねじなし端子 11.3.8 ねじなし端子は、導体が通常の取付けの間に曲げられることがあっても、接続した導体を締め付けたままの状態になっているように設計しなければならない。 11.5 端子の機械試験 11.5.2 規定の引張力を導体に加え、導体が端子から外れて落ちたり、導体が締付ユニットのところで、又はその中で断線するようなことがあってはならない。 箇条 15 コンセントの構造 15.4 コンセントの外郭及び感電保護を行う部分は、適切な機械的強度をもたなければならない。それらは、通常の使用で緩まないようにしっかりと固定しなければならない。 15.6 絶縁裏打ち、バリア及びこれに類するものは、適切な機械的強度をもたなければならない。	
第十一						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第2項 続き				16.3	16.3 絶縁裏打ちを付ける場合、絶縁裏打ちは、適切な機械的強度をもち、重大な損傷なしにはそれを取り除くことができないように外郭に固定するように設計しなければならない。	
				箇条 23	箇条 23 可とう電線及びその接続	
				23.1	23.1 プラグ及びコネクタは、導体を端子又は終端に接続したときに、導体からねじれを含む張力を除去し、導体の被覆を摩耗から保護するように、ケーブル止めを付けなければならない。	
				23.3	23.3 規定の導体の張力及びトルク試験で、電線交換形アクセサリは、端子内で導体の端が著しく動いてはならず、電線非交換形アクセサリは、電気的接続部に破断があってはならない。さらに、試験後に張力を再度加えた状態で、電線が2 mm を超えて変位してはならない。	
				箇条 24	箇条 24 機械的強度	
				24.1	24.1 アクセサリは、適切な機械的強度をもたなければならない。	
				24.2.1	24.2.1 アクセサリは、通常の使用で生じる打撃を受けた後に、表示している保護等級を完全に維持するのに十分な強度をもたなければならない。	
第十一				24.2.3	24.2.3 コンセントは規定のトルク試験後、この規格の要求事	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第2項 続き				24.3 24.5	<p>項を満足しなくなる損傷があってはならず、特にいかなる部分も外れたり、緩んだりしてはならない。</p> <p>24.3 電線交換形アクセサリを規定の高さからコンクリート床に落下後、この規格の要求事項を満足しなくなる損傷があってはならず、特に、いかなる部分も外れたり、緩んだりしてはならない。</p> <p>24.5 円筒金属棒をねじ込みグラウンドに取り付け、規定の力をグラウンドに加え、グラウンド及び試験品の外郭は、この規格の要求事項を満足しなくなる損傷があってはならない。</p>	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.1	箇条 4 総則 4.1 一般要求事項 アクセサリは、通常の使用においてその性能に信頼がおけ、使用者又は周囲に対する危険がない設計及び構造でなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	箇条 30 30.2	箇条 30 電磁両立性 30.2 放射 この規格の適用範囲のアクセサリは、連続した使用を意図しており、通常の使用において電磁波による障害を発生しない。	一般的に、通常の使用において電磁波による障害を発生しないことから、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	箇条 4	箇条 4 総則	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条	した安全設計	無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	4.1	4.1 一般要求事項 アクセサリは、通常の使用においてその性能に信頼がおけ、使用者又は周囲に対する危険がない設計及び構造でなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当
第十五						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第2項 続き						と考える。
第十五 条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六 条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.3 箇条 11 11.7 11.7.2	箇条 10 接地接続 10.3 接地極は、過熱することなく相接点の規定電流に等しい電流を流せなければならない。 箇条 11 端子及び終端 ねじ形端子、ねじなし端子及び絶縁貫通端子は、規定の公称断面積をもつ導体を適切に接続できるものでなければならない。 11.7 絶縁部を經由して接触圧力を伝達する絶縁貫通端子の試験 11.7.2 短時間耐電流試験	
第十六						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条続き				箇条 23 23.2.1 箇条 29 29.1	端子は、接続した導体の断面積当たり規定の電流に1分間耐えなければならない。 箇条 23 可とう電線及びその接続 23.2.1 電線非交換形プラグ及びコネクタ 接地用導体及び中性導体がある場合、その公称断面積は、相導体の公称断面積以上でなければならない。 箇条 29 条件付き短絡電流試験 29.1 コンセント及び結合するプラグは、10 kA 又は製造業者が指定したよりも高い値の最小固有短絡電流に耐えなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	箇条 30 30.1	箇条 30 電磁両立性 30.1 イミュニティ この規格の適用範囲のアクセサリの通常の使用における動作は、電磁波による障害によって影響を受けない。	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。
第十八条 第十八	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	箇条 30 30.2	箇条 30 電磁両立性 30.2 放射 この規格の適用範囲のアクセサリは、連続した使用を意図しており、通常の使用において電磁波による障害を発生しな	一般的に、通常の使用において電磁波による障害を発生

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条続き					い。	しないことから、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.3 7.4 7.6 箇条 27 27.2	箇条 7 表示 7.3 コンセント及び機器用インレットに規定した表示は、容易に認識できなければならない。 7.4 プラグ及びコネクタに規定した表示は、容易に認識できなければならない。 7.6 表示は、容易に消えず、読み取りやすいものでなければならない。 箇条 27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 27.2 表示は、試験後も容易に読み取れなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第1号 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号 第二十	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2018

規格名：工業用プラグ、コンセント及びカプラ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第3号 続き		所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十 条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—